【106 例目】愛媛県（大洲市）における豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

令和８年 10 月８日の拡大豚熱疫学調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

１　基本情報
経営形態（飼養頭数）：一貫経営（約 4,000 頭）
豚舎の構造及び豚舎数：開放豚舎 12 舎
発生豚舎：子豚舎（11 号舎）

２　農場の概況
① 当該農場は山間部に位置し、周囲を竹林及び雑木林に囲まれている。
② 当該農場の周囲では、農場の南東約 2.8㎞ 地点において、令和８年１月に死亡した野生イノシシから豚熱ウイルスが確認されていた。
③ 衛生管理区域内には、肉豚舎３舎（１号舎、２号舎及び４号舎）、ストール舎２舎（５号舎及び６号舎）、育成舎１舎（７号舎）、分娩舎２舎（９号舎及び 13 号舎）、子豚舎４舎（８号舎、10 号舎、11 号舎及び 12 号舎）、堆肥舎６棟及び事務所が設置されていた。なお、子豚舎のうち 10 号舎から 12 号舎までの３舎は通路で連結されていたが、通路に壁やネット等は設置されていなかった。
④ 豚舎は山の斜面に沿って段状に配置されており、上段には子豚舎、分娩舎、ストール舎及び育成舎、中段及び下段には肉豚舎が配置されていた。衛生管理区域内の道路はコンクリートで被覆されていた。一方、道路以外の区域では草木が繁茂していた。
⑤ 衛生管理区域内の道路には消石灰が散布されており、風雨等により薄くなった際には適宜追加散布しているとのこと。
⑥ 患畜が確認された豚房は、子豚舎（11 号舎）の入口側から３番目の豚房であった。

３　管理人及び従業員
① 当該農場では、５名の従業員が飼養管理に従事していた。
② 飼養管理の担当は、分娩舎１名、子豚舎１名、ストール舎１名及び肉豚舎１名並びに堆肥舎１名であった。なお、従業員が休暇を取得した場合や豚の移動を実施する際には、他の従業員が担当外の豚舎へ立ち入り、飼養管理等を行っていた。

４　ピッグフロー及びワクチン接種
① 当該農場では、今年に入ってからは外部から繁殖豚の導入は行っておらず、全て自家育成していた。
② 母豚への人工授精は週１回まとめて実施し、分娩前のストール舎から分娩舎への移動もこの単位でまとめて行っていた。なお、分娩舎へ移動の際、母豚は舎内全体に分散して配置していた。
　母豚１頭当たりの産子数は 12～17 頭であり、出生後は産子数等に応じて同じ分娩舎内の母豚へ里子に付けるとともに、発育不良豚については淘汰していた。
　分娩舎で生まれた子豚は 28 日齢で離乳し、同日に子豚舎へ移動していた。この際、分娩舎ごとに移動先の子豚舎は区分されておらず、離乳豚は同一離乳日に離乳した全頭を体格に応じて選別し群の再編成を行った上で、各豚房へ配置していたとのこと。離乳時に母豚はストール舎へ戻していた。
　子豚舎から 90 日齢頃に肉豚舎（２号舎又は４号舎）へ移動し、その後 150 日齢頃に肉豚舎（１号舎）へ移動して飼養され、約 180 日齢で出荷されていた。
③ 母豚をストール舎と分娩舎の間で移動させる際には、衛生管理区域内の道路を歩行させていた。移動前に再度道路へ消石灰散布を行う等の消毒は実施していなかったが、分娩舎入口において動力噴霧器を用いた豚体消毒を実施していた。

離乳豚を分娩舎から子豚舎へ移動する際には、１～２腹を台車に収容し、衛生管理区域内の道路を経由して搬送していた。各豚舎へ入る際には、動力噴霧器による台車のタイヤ洗浄及び豚舎前通路の消石灰による消毒を実施していた。また、台車は使用前に洗浄・消毒していた。

子豚舎から肉豚舎（２号舎又は４号舎）へ移動する際には、豚移動用トラックを使用していた。また、肉豚舎（２号舎又は４号舎）から肉豚舎（１号舎）へ移動する際にも同トラックを使用していた。トラックは使用後に洗浄・消毒していた。

出荷時には、肉豚舎（１号舎）から直接出荷用トラックへ積み込んでいた。豚の追込みは農場従業員が実施し、輸送は外部事業者が担当していた。なお、この外部事業者は豚舎内へは立ち入らないとのこと。

④ 離乳豚への豚熱ワクチン接種は約 35 日齢時に子豚舎で実施しており、従業員１名が保定を行い、管理獣医師が接種していた。注射針は豚房ごとに交換していた。直近では令和８年 10 月２日に約 170 頭へ接種していた。

⑤ 繁殖豚への豚熱ワクチン接種は年１回、管理獣医師が接種しており、繁殖候補豚については約 180 日齢時に追加接種を行っていた。注射針は１頭ごとに交換していた。直近は令和８年７月 10 日に接種していた。

５　飼養衛生管理関係

① 農場敷地内へ出入りする車両については、全て肉豚舎（１号舎）脇に設置された動力噴霧器により車両消毒を実施していた。なお、外部事業者を含め、車内の交差汚染防止対策は徹底されていないとのこと。

② 従業員及び外部事業者は、衛生管理区域境界の管理棟において手指の洗浄及び消毒を実施するとともに、専用長靴を着用し、動力噴霧器による消毒を行った上で衛生管理区域内へ入場していた。なお、外部事業者は衛生管理区域への入場時に衣服の交換は実施していなかった。

③ 従業員が豚舎へ入場する際には、各豚舎入口付近の屋外の蓋付ケース内に保管された長靴へ履き替え、踏込み消毒槽又は石灰消毒槽により消毒を実施した後、手指のアルコール消毒、手袋及び紙つなぎの着用を行っていた。なお、分娩舎及び子豚舎入口における長靴の履替場所は軒下に設けられていたが、すのこ等の設置はなく、交差汚染防止対策は講じられていなかった。さらに、子豚舎 10～12 号舎では、専従の従業員が豚舎間を移動する際に衣服の交換はしていなかった。

④ 分娩舎内通路は毎日清掃及び液体消毒薬の散布による消毒が実施されており、通路の清掃は行き届いていた。また、子豚舎内通路は３日に１回清掃及び毎日同様の消毒を実施していたとのこと。

⑤ 飼料給与については、分娩舎及び子豚舎では手給餌、それ以外の豚舎では飼料パイプによる自動給餌を実施していた。手給餌用飼料は、紙袋入り飼料又は８号舎脇の配合室で自家配合した飼料を台車に積載して豚舎内へ搬入していた。紙袋入り飼料については、豚舎へ持ち込む前に袋表面を消毒していた。また、台車の搬入時には、動力噴霧器によるタイヤの消毒及び豚舎前通路において消石灰による消毒を実施していた。

⑥ 飼料は、市販のエコフィード製品（加熱加工済み）及びトウモロコシ等を自家配合し使用していた。飼料の原料は飼料運送業者によりほぼ毎日飼料タンクへ搬入されていた。また、紙袋飼料の搬入頻度は月１回程度であった。直近の搬入は９月末であったとのこと。

⑦ 給水及び豚舎の洗浄用水には、消毒装置により消毒した沢水を利用していた。

６　糞及び死亡豚の取扱い

① 死亡豚については、各豚舎の担当従業員が死体を発見した都度、直ちに堆肥舎担当の従業員へ引き渡し、農場内の焼却施設へ搬出していた。

② 除糞作業については、分娩舎及び子豚舎では、スリット床下に落下した糞尿が床面

の勾配により受槽へ自然流下する構造となっていた。受槽で固液分離を行い、固形分はポンプにより農場内のコンポストへ搬送して堆肥化し、液体分は浄化槽において処理していた。

③ 完熟堆肥は、子豚舎（12 号舎）脇において袋詰めし、農場入口の外（飼養衛生管理区域外）で販売していた。

7　野生動物関連

① 衛生管理区域の外周には、野生イノシシの侵入防止を目的とした防護柵が設置されていた。柵は高さ約 1.2ｍで、下部約 70cm は縦７cm×横 20cm、上部は縦 15cm×横 20cm 間隔の金網により構成されていた。柵下部については、内外から隙間が生じないよう補強されていた。一方で、柵の大部分は竹林及び雑木林内に設置されており、柵の内外には樹木や下草が繁茂していた。

② 衛生管理区域内では、ネコ、タヌキ、ネズミ、ハエ及びカラスの生息又は侵入が確認されているとのこと。

③ 全豚舎開放豚舎であったが、肉豚舎及びストール舎は防鳥ネット等が設置されておらず、分娩舎及び子豚舎についても、ネット等の設置は一部分であった。

④ 分娩舎及び子豚舎内にはネコ及びネズミの侵入が認められているとのこと。ネズミ対策として、ラットサインや目撃箇所を中心に管理獣医師が殺鼠剤を設置していたとのことであったが、調査時には分娩舎内でネズミを目撃したほか、子豚舎内においてネズミ由来と考えられる糞や咬痕等のラットサインを確認した。また、子豚舎内では多数のハエが確認され、ハエ対策として殺虫剤を散布しているとのこと。

⑤ 堆肥舎には防鳥ネットが設置されていなかった。

⑥ 配合飼料用に挽いたトウモロコシの保管場所には、防鳥ネット等の野生動物侵入防止対策が講じられておらず、野生動物が飼料に接触し得る状況であった。また、配合飼料を混合する機械の下部において、ネズミ由来と考えられる糞等のラットサインが認められた。

⑦ 分娩舎入口付近には不要物が集積していた。また、降雨時には分娩舎及び子豚舎北側の斜面から雨水が農場内へ流入するとのこと。

⑧ 防護柵付近において、中型野生動物由来と考えられる糞を確認した。農場周辺では野生イノシシの目撃情報はないものの、数km離れた所では複数の野生イノシシが確認されているとのこと。

8　臨床症状の経過

① 令和８年 10 月２日に離乳豚への豚熱ワクチンを接種した際、発生豚房で飼養されていた生後 40 日齢の豚に活力低下が認められたとのこと。なお、当該豚群では分娩舎での哺乳期から採食不良が認められ、一部の個体では削痩がみられていたとのこと。その後、10 月６日に発生豚房において死亡頭数の増加に加え、複数の豚で衰弱、下痢及び眼脂が認められたことから、家畜保健衛生所へ通報したとのこと。

② 調査時には、子豚舎（12 号舎）において、10 月１日に離乳した子豚を飼養する豚房内で複数の死亡豚が確認された。また、子豚舎（10 号舎）では、発生豚と同日の 10 月２日に豚熱ワクチンを接種した子豚の中に、衰弱を呈する個体が確認された。

③ 発症豚が出生した分娩舎（８号舎）では、発育不良の哺乳豚を隔離して飼養しており、衰弱した個体が複数確認された。一方、発生豚が出生していない分娩舎（９号舎）では、母豚及び哺乳豚に豚熱を疑う特異的な臨床症状は認められなかった。

（以上）